

IFRS コンソーシアム定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 本会は、IFRS コンソーシアムという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿メインズタワー 株式会社アビタスに置く。

(支部)

第3条 本会は、事務局の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、企業の IFRS に関する技術及び倫理の調査・研究を進め、あわせてその高い技術と倫理観を修得した企業人の育成を図ることにより、企業経営の健全化に資し、もって日本企業ならびに日本経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 企業の IFRS に関する調査、及び研究の実施
- (2) 企業の IFRS に関する情報交換会、及び各種研究会の開催
- (3) 企業の IFRS に関する各種研修会、及び各種セミナーの開催
- (4) 企業の IFRS に関する分析、及びアンケートの実施
- (5) 企業への IFRS 導入コンサルティングの実施
- (6) 高い技術と倫理観を習得・実践した企業人の表彰
- (7) 会員に対する各種情報サービスの提供
- (8) 企業人の IFRS に関する知識、技能を測定するための試験の実施
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の 2 種類とする。

法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人

個人会員 本会の目的に賛同する個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会費は、会費規程において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、会員の承諾のもと臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産もしくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会の通知を事務局に伝えなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、事務局が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員として義務に違反したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 委員会

(設置等)

第13条 本会は、第5条の事業を円滑に運営するため必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、事務局が委嘱する。
- 3 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第14条 本会は、運営に関する決定事項や事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局は、株式会社アピタスが務める。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(権能)

第15条 事務局は、この定款に定めるものの他、本会の運営に関する全ての事項を決定する。

(備付け帳簿及び書類)

第16条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えおかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 委員会の議事に関する書類

第10章 補則

(委任)

第17条 この定款の施行について必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規定は、2009年8月15日から実施する。